

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月15日

和歌山県知事 殿



提出者 和歌山ノーキョー食品工業 株式会社

氏 名 代表取締役社長 竹中 英起

住 所 和歌山県和歌山市美園町五丁目1番地の1

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 073-488-5575

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	和歌山ノーキョー食品工業 株式会社 桃山工場																																																																						
事業場の所在地	和歌山県紀の川市桃山町調月980番地																																																																						
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日																																																																						
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																																																							
①事業の種類	10 飲料・たばこ・飼料製造業（清涼飲料製造業）																																																																						
②事業の規模	販売高 14,450百万円																																																																						
③従業員数	89人																																																																						
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>製造工場</td><td>→</td><td>分類</td><td>→</td><td>汚泥</td><td>保管</td><td>埋立処分委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>廃油</td><td>保管</td><td>中間処理委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>廃プラ</td><td>保管</td><td>中間処理委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>段ボール</td><td>保管</td><td>再生利用委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>木屑</td><td>保管</td><td>再生利用委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>紙屑</td><td>保管</td><td>再生利用委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>廃酸</td><td>保管</td><td>中間処理委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>動植物性</td><td>保管</td><td>再生利用委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>金属屑</td><td>保管</td><td>再生利用委託</td></tr><tr><td></td><td>→</td><td></td><td>→</td><td>ガラス屑</td><td>保管</td><td>中間処理委託</td></tr></table>	製造工場	→	分類	→	汚泥	保管	埋立処分委託		→		→	廃油	保管	中間処理委託		→		→	廃プラ	保管	中間処理委託		→		→	段ボール	保管	再生利用委託		→		→	木屑	保管	再生利用委託		→		→	紙屑	保管	再生利用委託		→		→	廃酸	保管	中間処理委託		→		→	動植物性	保管	再生利用委託		→		→	金属屑	保管	再生利用委託		→		→	ガラス屑	保管	中間処理委託
製造工場	→	分類	→	汚泥	保管	埋立処分委託																																																																	
	→		→	廃油	保管	中間処理委託																																																																	
	→		→	廃プラ	保管	中間処理委託																																																																	
	→		→	段ボール	保管	再生利用委託																																																																	
	→		→	木屑	保管	再生利用委託																																																																	
	→		→	紙屑	保管	再生利用委託																																																																	
	→		→	廃酸	保管	中間処理委託																																																																	
	→		→	動植物性	保管	再生利用委託																																																																	
	→		→	金属屑	保管	再生利用委託																																																																	
	→		→	ガラス屑	保管	中間処理委託																																																																	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	4,169 t	- t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物が少なくなるよう分別により、再利用化・脱水や乾燥処理を行い有効物に変換する事に取り組んだ。		
②計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	4,006 t	- t
	(今後実施する予定の取組) 清涼飲料水では動植物性残渣の排出量の多い麦茶が増産傾向にあるため、動植物性残渣と汚泥の増加を予想した。 今後も引続き新たな植物性残渣の減容を研究すると共に、産業廃棄物の有効利用についても引続き研究する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) プラスチック類は焼却物に混入しないよう、廃プラスチック屑と有効物（6種類）に分別化に取り組んでいる。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続すると共に、具体的な作業手順を定め、教育、啓発等により従業員及び協力会社に周知徹底する事により、全ての者が適正に廃棄物を取り扱える仕組み作りに取り組む。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 自らは中間処理は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	646 t	- t
	（これまでに実施した取組） 動植物性残渣の脱水・乾燥処理による減容化及び有価物化。 産業廃棄物の細分別による有価物化。		
②計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	640 t	- t
	（今後実施する予定の取組） 動植物性残渣の脱水・乾燥処理による減容の効率化を研究する。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

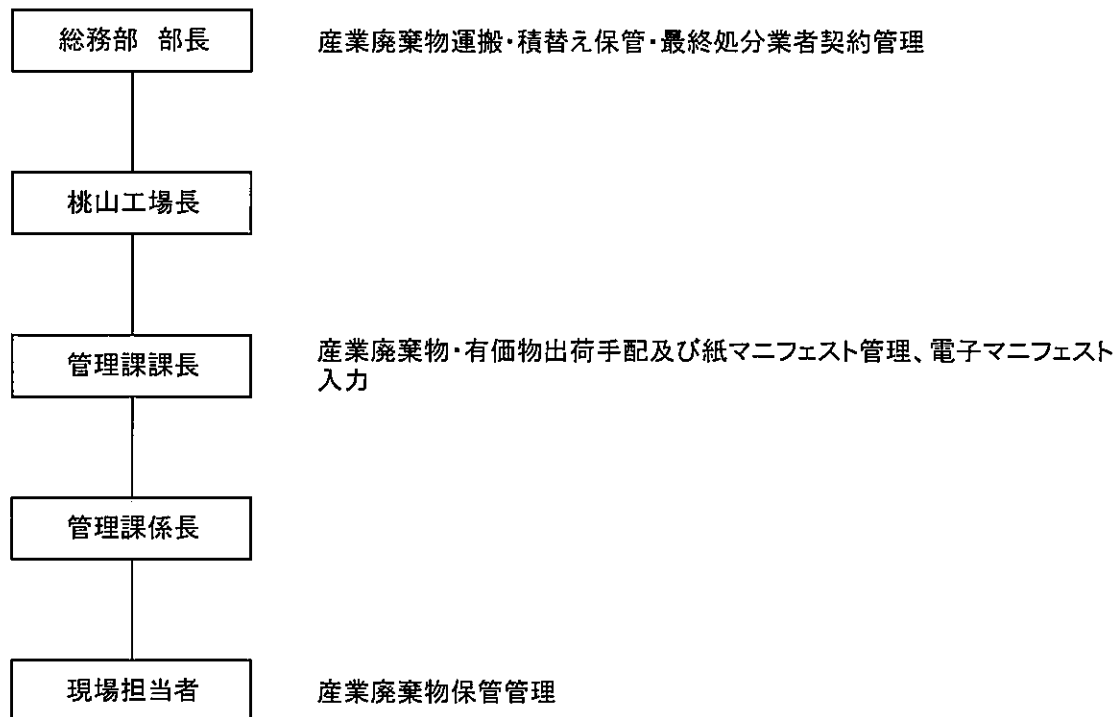
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	3,523 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,952 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	2,901 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 処理業者と委託契約を締結するに当たっては事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）すると共に、委託後に定期的な確認を行う。 再利用可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		

②計画	【目標】（令和7年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	3,366 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,725 t	- t
	再生利用業者への処理委託量	2,735 t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取り組みを継続する。 更に現委託先の定期的な契約見直しをし、産業廃棄物の適正管理に勤めると共に、再利用可能な廃棄物については、積極的に再生利用を推進するため、委託先についての情報収集を行い、ルートを確保する。		
※事務処理欄			

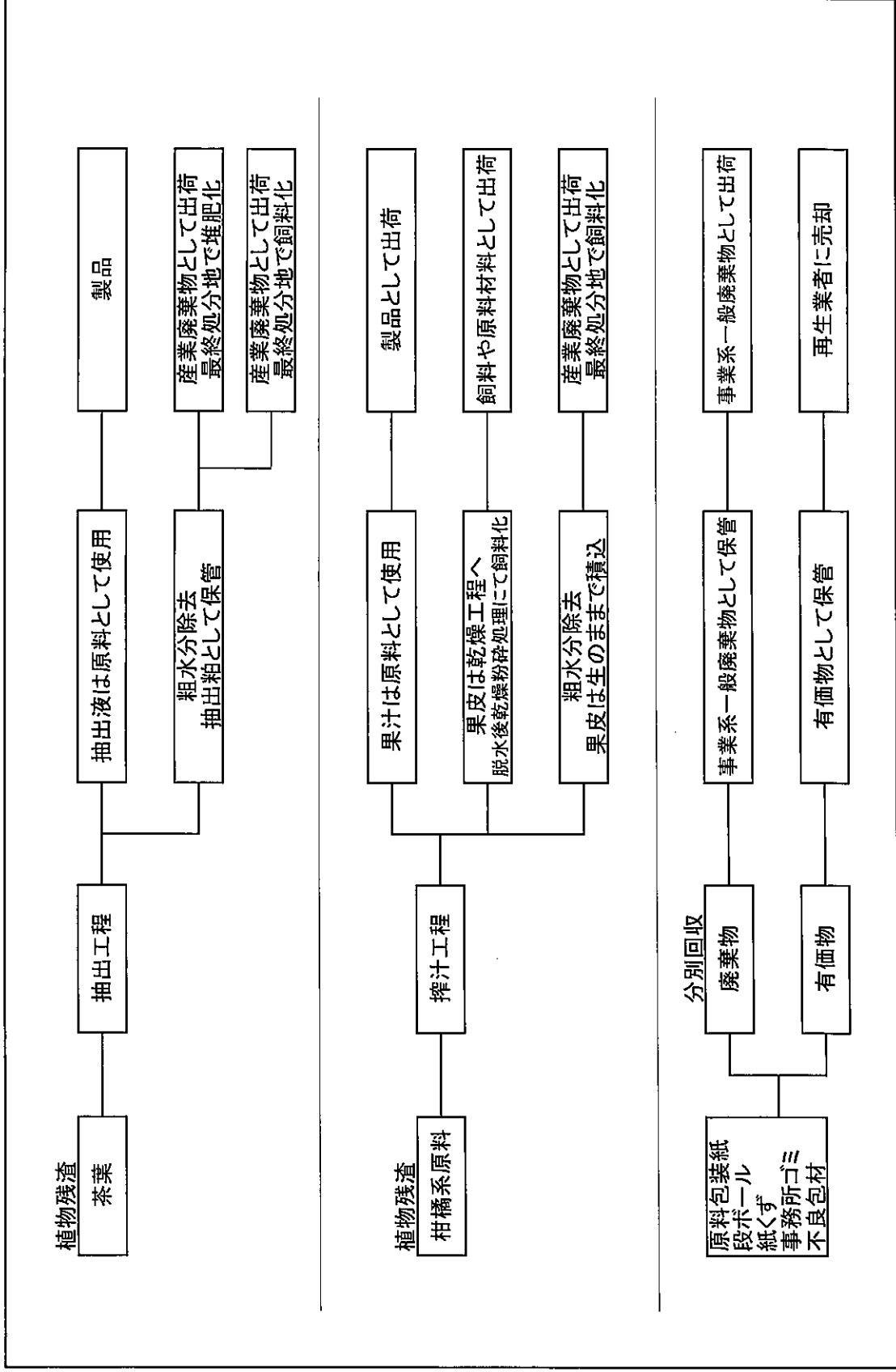
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

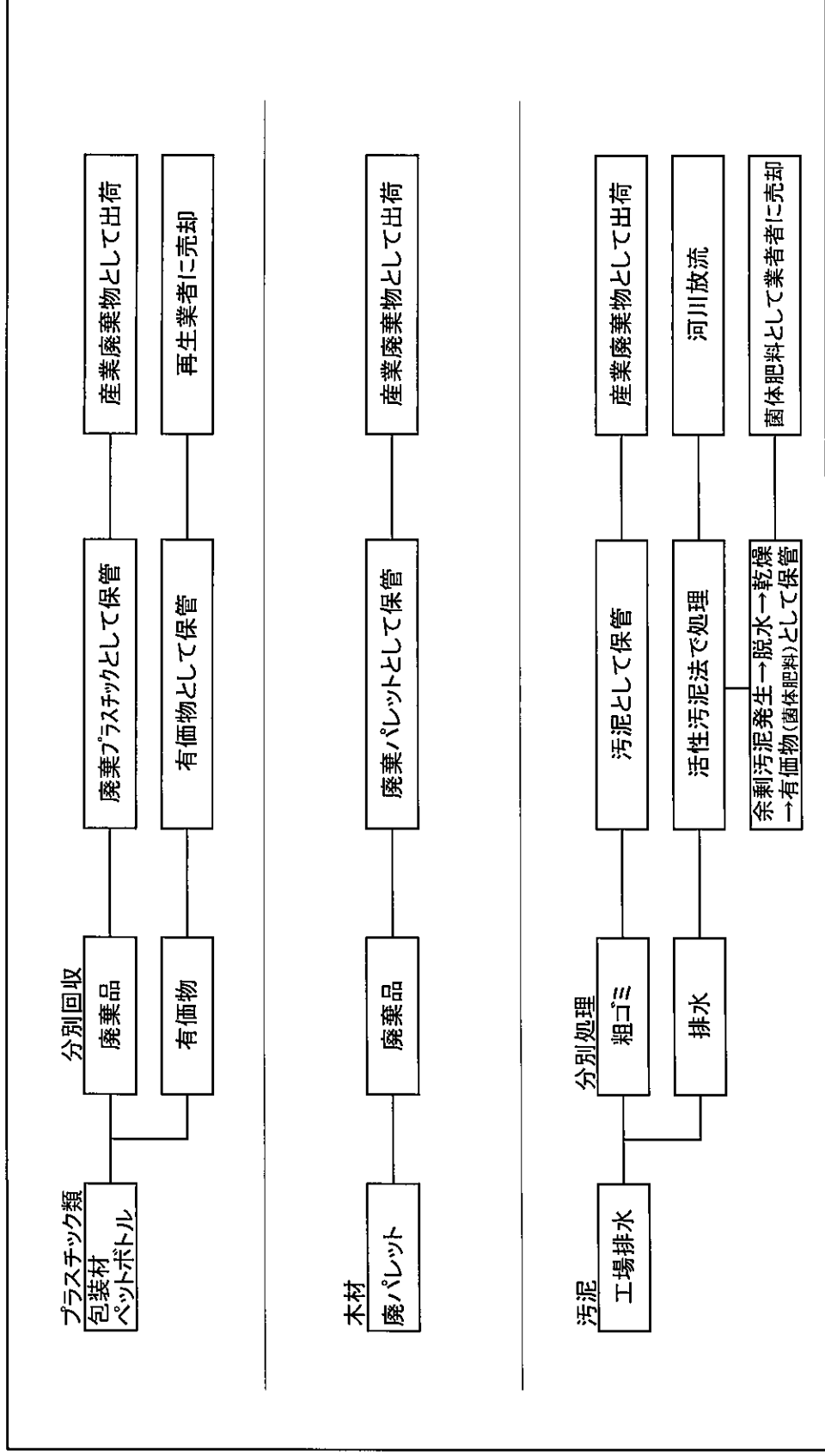
和歌山ノーキョー食品工業(株) 産業廃棄物管理体制



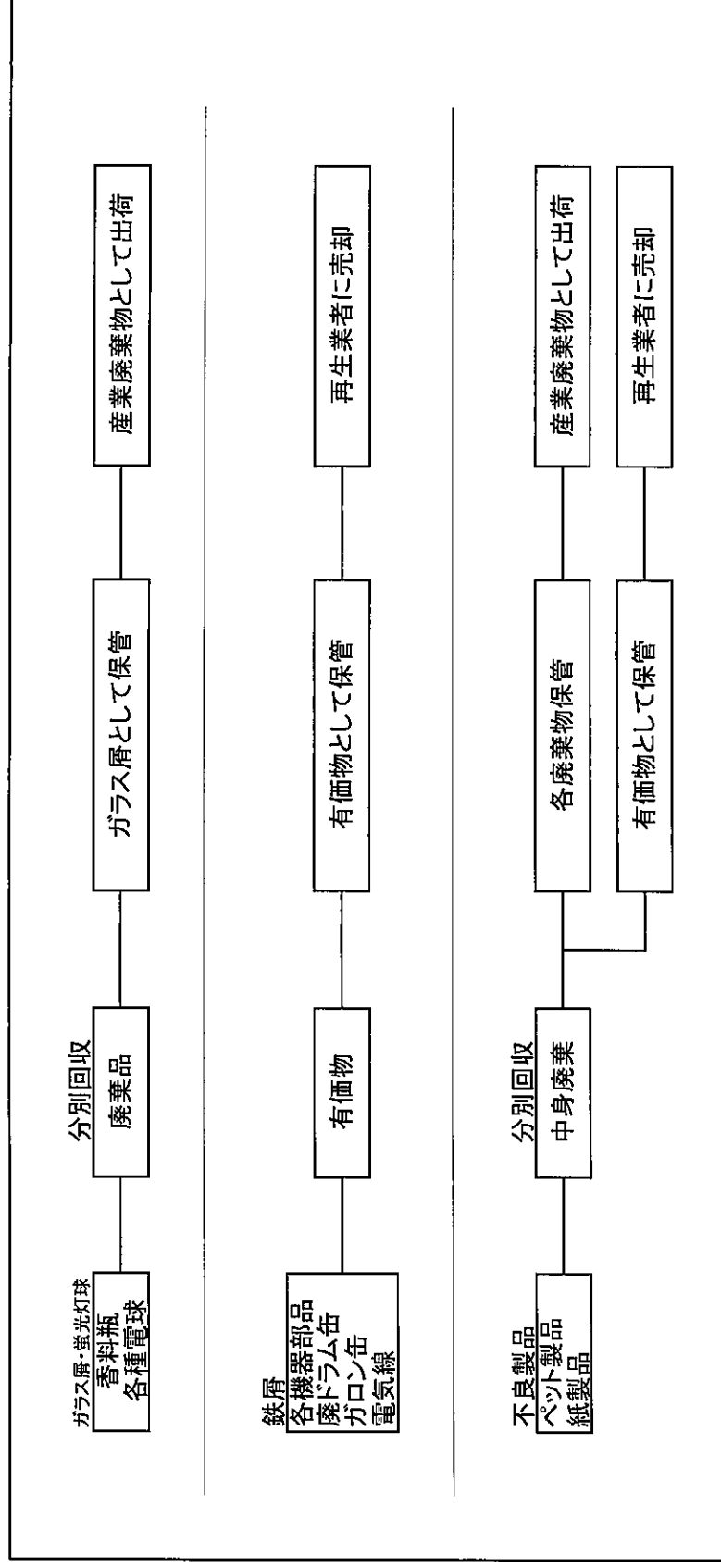
廃棄物発生フロー No. 1/3



廃棄物発生フロー No. 2/3



廃棄物発生フロー No. 3/3



標

(注1)ドン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記述は可。

(注1)ドン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記述は可。